

体育館空調設備に係る空調設備整備臨時特例交付金の拡充及び 緊急防災・減災事業債の延長等に関する指定都市市長会要請

学校施設は、昭和 40 年代から 50 年代に多く建設され、老朽化が進んでいる。

こどもたちの安全で良好な教育環境を確保するためには、長寿命化計画に基づく計画的・長期的な更新・維持管理を進める必要があるが、対象施設が多くあることから、老朽化対策に必要な財源確保が課題となっている。

また、気候変動に伴う近年の夏の猛暑により、体育館での活動に際して熱中症などの健康被害を引き起こす恐れは益々高まっており、こどもたちの安全な教育環境の確保が急務となっている。

さらに、令和 6 年能登半島地震は多くの人命や家屋、ライフライン等に甚大な被害をもたらした。この地震により、多くの被災者が長期に亘る避難を余儀なくされ、学校を含む避難所の環境整備や避難者の健康維持が大きな課題となった。これらのことから、体育館空調設備の整備についても先送りの出来ない重要な課題となっている。

国においては、令和 17 年度までに体育館空調設備設置率 95%とする目標を掲げ、令和 6 年 12 月、新たに空調設備整備臨時特例交付金（以下「臨時特例交付金」という。）を創設し補助単価を従来の約 1.5 倍に引き上げたものの、停電時にも稼働する空調設備の実勢単価とは、依然として乖離しているなど、体育館空調設備の整備を進める上で財源確保が重要な課題となっている。

多くの学校施設を有する指定都市が、今後、体育館空調設備の設置率向上に向け、取組を更に加速させていくにあたり、以下の事項について早急に実施するよう要請する。

- 1 学校施設の適切な維持管理の観点から、老朽化対策に必要な財源については総額を確保した上で、臨時特例交付金について、更なる補助単価や対象工事費上限額の引上げを行うなど、一層の制度拡充を図ること。
- 2 臨時特例交付金については、空調設備設置や断熱性確保に係る事業量が膨大であり、事業者の確保や自治体の財政状況などの観点から、令和 15 年度までの時限措置の撤廃を図ること。
- 3 リースを活用した空調設備整備や移動式エアコンなどの備品購入も臨時特例交付金の対象にするなど、制度の充実を図ること。
- 4 緊急防災・減災事業債は、令和 7 年度までの時限措置とされているが、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備を迅速かつ継続的に進めるために重要な財源であり、避難所となる体育館の空調設備整備を進めるためにも活用されていることから、次年度以降も延長し、さらには恒久的な措置とするなど、制度の充実を図ること。

令和 7 年 7 月 16 日
指定都市市長会